DV被害者が利用できる経済的支援　施策一覧（R6当初予算関係）

No.	担当省庁	対象施策	予算事業名	新規 継続	令和４年度予算額 （単位：千円）	令和５年度予算額 （単位：千円）	令和６年度予算額 （単位：千円）	対象者	要件	支援の具体的内容	参考資料
1	文部科学省	家計の急変に対する経済的支援	高等学校等就学支援金	継続	411,383,866	410,371,023	406,320,450	高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成２２年法律第１８号。以下「法」という。）第２条に規定する高等学校等に在学する生徒又は学生で日本国内に住所を有する者のうち、法第３条第２項に該当しない者	左記対象者の保護者等に家計急変事由が発生し、世帯年収が約590万円未満相当（目安）まで減少した者	高校生等の授業料に充てるため、左記対象者に対し、高等学校等就学支援金を支給するもの。（設置者が代理受領）	資料１
2	文部科学省	家計の急変に対する経済的支援	高校等で学び直す者に対する修学支援	継続	352,665	334,163	332,484	都道府県が高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成２２年法律第１８号。以下「法」という。）第２条に規定する高等学校等（国、独立行政法人通則法（平成１１年法律第１０３号）第２条第１項に規定する独立行政法人及び国立大学法人法（平成１５年法律第１１２号）第２条第１項に規定する国立大学法人の設置する学校を除く。）の生徒等であって、次の各号の全てに該当する者のうち都道府県が認めた者 一 日本国内に住所を有する者 二 法第２条に規定する高等学校等（修業年限が３年未満のものを除く。）を卒業又は修了していない者 三 法第３条第２項第２号に該当する者 四 平成２６年４月１日以降に法第２条に規定する高等学校等に入学した者（高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）に係る新制度の対象者であった者（公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（平成２５年法律第９０号）による改正後の法第５条に規定する就学支援金の受給権者であった者又は同法第３条第２項第３号に該当することにより就学支援金の受給資格の認定を受けなかった者（同号に該当することを予測し、就学支援金の受給資格の認定を申請しなかった者を含む。）をいう。）に限る。） 五 法第２条に規定する高等学校等を退学したことのある者 六 学び直し支援金の支給を通算して１２月（高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成２２年政令第１１２号）第２条第1項第1 号に規定する高等学校等定時制課程等にあっては２４月）以上受けていない者 七 学び直し支援金を受給しようとする者が、生徒が履修する科目の単位数に応じて授業料の額を定める高等学校等（この号において「単位制高等学校等」という。）に入学した者である場合は、当該単位制高等学校等の卒業に必要な単位として当該単位制高等学校等から認定を受けた単位数、当該単位制高等学校等における就学支援金の支給対象単位数及び学び直し支援金の支給対象単位数の合計が７４を超えていない者 八 保護者等の経済的負担を軽減する必要があると認められる者（法第３条第２項第３号に該当しない者） ※国（独立行政法人、国立大学法人含む）の設置する高等学校等については、その生徒等が上記一～六及び八の全てに該当する者として文部科学大臣の認定を受けた場合に支援。	左記対象者の保護者等に家計急変事由が発生し、世帯年収が約590万円未満相当（目安）まで減少した者	高校等を中途退学した後、再び高校等で学び直す左記対象者に対して、都道府県が授業料に係る支援金を支給する場合に、国が都道府県に対して所要額を補助するもの。 ※国（独立行政法人、国立大学法人含む）の設置する高等学校等については、受給権者の授業料に係る債権の弁済に充てるために当該高等学校等の設置者に対して所要額を交付するもの。	資料２
3	文部科学省	家計の急変に対する経済的支援	高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）	継続	15,110,703	14,761,470	14,741,882	高等学校等（特別支援学校高等部を除く）又は高等学校等専攻科に通う生徒の保護者等であって、国内に住所を有する者	家計急変による経済的理由から、保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯に相当すると認められる者	都道府県が行う高等学校等（特別支援学校高等部を除く）又は高等学校等専攻科に係る奨学のための給付金事業に対して、その経費の一部を補助するもの。	資料３
4	文部科学省	家計の急変に対する経済的支援	高校等専攻科の生徒への修学支援	継続	358,684	361,781	357,564	高等学校等専攻科に通う生徒であって、日本国内に住所を有する者	左記対象者の生計を維持する者に家計急変事由が発生し、世帯年収が約380万円未満相当（目安）まで減少した者	都道府県が行う高等学校等専攻科に通う低所得世帯の生徒に対する授業料に係る支援事業に対して、その経費の一部を補助するもの。	資料４
5	文部科学省	家計の急変に対する経済的支援	海外の日本人高校生への支援	継続	19,424	19,126	18,711	文部科学大臣が認定又は指定する在外教育施設の高等部に在学し、日本国籍を有する者	左記対象者の保護者等に家計急変事由が発生し、世帯年収が約590万円未満相当（目安）まで減少した者	文部科学大臣が認定又は指定する在外教育施設の高等部に在学する生徒が授業料に充てるために必要とする経費を補助するもの。	資料５
6	こども家庭庁	ひとり親に対する経済的支援	児童扶養手当	継続	161,773,972	148,623,840	149,342,305	18歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある児童（障害児の場合は20歳未満）を監護する母、監護し、かつ生計を同じくする父又は養育する者（祖父母等）	父母が婚姻を解消した児童、父又は母が死亡した児童、父又は母が一定程度の障害の状態にある児童、父又は母の生死が明らかでない児童などを監護等していること	離婚によるひとり親世帯等、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的として、当該児童についての手当を支給するもの。	資料６
7	こども家庭庁	ひとり親に対する経済的支援	母子父子寡婦福祉資金貸付金	継続	1,358,197	1,419,259	1,419,259	次のいずれかに該当する者 母子福祉資金：配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの　等 父子福祉資金：配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの　等 寡婦福祉資金：寡婦（配偶者のない女子であって、かつて配偶者のない女子として児童を扶養していたことのあるもの）等 母子福祉資金：配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの　等 父子福祉資金：配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの　等 寡婦福祉資金：寡婦（配偶者のない女子であって、かつて配偶者のない女子として児童を扶養していたことのあるもの）等	次のいずれかに該当する者 １離婚したものであって現に婚姻していないもの ２配偶者の生死が明らかでないもの ３配偶者から遺棄されているもの ４配偶者が海外にあるためその扶養を受ける事が出来ないもの ５配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っているもの ６その他	母子及び父子並びに寡婦福祉法の規定に基づき、配偶者のない女子又は配偶者のない男子であって現に児童を扶養しているもの等に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進することを目的としている。 ○貸付金の種類 ①事業開始資金②事業継続資金③修学資金④技能習得資金⑤修業資金⑥就職支度資金⑦医療介護資金⑧生活資金⑨住宅資金⑩転宅資金⑪就学支度資金⑫結婚資金 母子及び父子並びに寡婦福祉法の規定に基づき、配偶者のない女子又は配偶者のない男子であって現に児童を扶養しているもの等に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進することを目的としている。 ○貸付金の種類 ①事業開始資金②事業継続資金③修学資金④技能習得資金⑤修業資金⑥就職支度資金⑦医療介護資金⑧生活資金⑨住宅資金⑩転宅資金⑪就学支度資金⑫結婚資金	資料７
8	警察庁	犯罪被害者に対する経済的支援	犯罪被害者等給付金	継続	1,011,074	1,155,560	1,327,350	○遺族給付金 犯罪行為により死亡した者の第一順位遺族 ○重傷病給付金 犯罪行為により重傷病を負った者 ○障害給付金 犯罪行為により障害が残った者	○遺族給付金 犯罪行為により死亡した者の第一順位遺族である者 ○重傷病給付金 犯罪行為により重傷病（加療１月以上、かつ、入院３日以上を要した負傷又は疾病（精神疾患である場合には、３日以上労務に服することができない程度のもの））を負った者 ○障害給付金 犯罪行為により障害（負傷又は疾病が治ったとき（その症状が固定したときを含む。）における身体上の障害（精神疾患によるものを含む。）で、障害等級第１級～第14級程度の障害）が残った者 ※犯罪が親族間で行われた場合（親族関係が破綻していたと認められる事情がある場合等を除く）や犯罪被害者にも原因がある場合等には、給付金の全部又は一部が支給されないことがある。また、労働者災害補償保険等の公的補償を受けた場合や損害賠償を受けた場合は、その額と給付金の支給額とが調整されることとなる。	○遺族給付金 犯罪被害者の収入とその生計維持関係遺族の人数に応じて算出した額を支給 ○重傷病給付金 負傷又は疾病から３年を経過するまでの保険診療による医療費の自己負担相当額と休業損害を考慮した額を合算した額を支給 ○障害給付金 犯罪被害者の収入と残った障害の程度に応じて算出した額を支給	資料８
9	警察庁	犯罪被害者に対する経済的支援	犯罪被害者等のカウンセリング費用の公費負担制度に要する経費	継続	28,679	73,032	73,032	犯罪被害者等	警察庁において、当該事業に要する経費を都道府県警察に補助しており、都道府県警察において、これら経費に係る公費負担制度を運用	犯罪被害者等が自ら選んだ精神科医、臨床心理士等を受診した際の診療料及びカウンセリング料を公費負担するもの。	－
10	警察庁	犯罪被害者に対する経済的支援	身体犯被害者の刑事手続における負担軽減のための協力謝金	継続	28,319	28,319	28,319	犯罪被害者等	警察庁において、当該事業に要する経費を都道府県警察に補助しており、都道府県警察において、これら経費に係る公費負担制度を運用	身体犯被害に係る初診料、診断書料及び死体検案書料を公費負担するもの。	－
11	警察庁	犯罪被害者に対する経済的支援	ハウスクリーニングに要する経費	継続	5,568	17,118	17,118	犯罪被害者等	警察庁において、当該事業に要する経費を都道府県警察に補助しており、都道府県警察において、これら経費に係る公費負担制度を運用	自宅が犯罪行為の現場となった場合におけるハウスクリーニングに要する経費を公費負担するもの。	－
12	警察庁	犯罪被害者に対する経済的支援	一時避難場所借上げに要する経費	継続	16,887	25,025	25,025	犯罪被害者等	警察庁において、当該事業に要する経費を都道府県警察に補助しており、都道府県警察において、これら経費に係る公費負担制度を運用	自宅が犯罪行為の現場となり破壊されるなど、居住が困難で、かつ、犯罪被害者等が自ら居住する場所を確保できない場合等に一時的に避難するための宿泊場所に要する経費を公費負担するもの。	－
13	警察庁	犯罪被害者に対する経済的支援	被害者等一時避難等宿泊費	継続	27,416（27,416）	27,416	27,416	ストーカー・ＤＶ事案等に関し、危険性・切迫性が高い場合において、被害者と加害者の関係、被害者等の状況等から、関係機関の施設や親類・知人宅等への避難が適さないと認められる被害者等（安全確保のために避難を要すると認められる被害者の密接関係者を含む。）	当該対象者に該当すること	ストーカー・DV事案等に係る被害者等の安全を確保し、被害の未然防止・拡大防止を図るため、ホテル等の宿泊施設への一時避難に伴う費用を予算措置するもの。	資料９
14	厚生労働省	一定の所得基準以下の所得者に対する経済的支援	生活保護費負担金	継続	2,801,345,646	2,790,100,431	2,792,731,650	資産や能力等すべてを活用してもなお生活に困窮する者	生活保護は世帯単位で行い、世帯員全員が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用すること。	困窮の程度に応じて必要な保護を行う。なお、保護の種類は次の通りとする。 ・生活扶助・住宅扶助・教育扶助・介護扶助・医療扶助・出産扶助・生業扶助・葬祭扶助	資料10

No.	担当省庁	対象施策	予算事業名	新規 継続	令和４年度予算額 （単位：千円）	令和５年度予算額 （単位：千円）	令和６年度予算額 （単位：千円）	対象者	要件	支援の具体的内容	参考資料
15	厚生労働省	一定の所得基準以下の所得者に対する経済的支援	生活福祉資金貸付事業	継続	生活困窮者自立支援制度関連予算 59,439,688の内数	生活困窮者自立支援制度関連予算 54,500,118の内数	生活困窮者自立支援制度関連予算 53,061,669の内数	次のいずれかに該当する者 1　低所得世帯 　必要な資金を他から借り受けることが困難な世帯（市町村民税非課税相当） 2　障害者世帯 　身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者等の属する世帯 3　高齢者世帯 　65歳以上の高齢者の属する世帯	資金種別によって貸付条件等が異なる。 詳細はURLのとおり。 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/seikatsu-fukushi-shikin1/kashitsukejoken.html	資金種別によって貸付額等が異なる。 詳細はURLのとおり。 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/seikatsu-fukushi-shikin1/kashitsukejoken.html	資料11
16	文部科学省	一定の所得基準以下の所得者に対する経済的支援	要保護児童生徒援助費補助事業	継続	556,879	545,358	538,569	経済的理由にって就学困難な児童及び生徒の保護者のうち、生活保護法第６条第２項に規定する該当する者	生活保護法第６条第２項に規定に該当すること	市町村の行う就学援助のうち、左記対象者への支援に要した経費の一部を補助するもの。 なお、左記に該当しないもののうち市町村が生活保護法第６条第２項の規定に準ずる程度に困窮していると認める者に対しては、各市町村の単独事業において支援を実施している。	資料12
17	文部科学省	一定の所得基準以下の所得者に対する経済的支援	高等学校等就学支援金	継続	411,383,866	410,371,023	406,320,450	高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成２２年法律第１８号。以下「法」という。）第２条に規定する高等学校等に在学する生徒又は学生で日本国内に住所を有する者のうち、法第３条第２項に該当しない者	左記のとおり	高校生等の授業料に充てるため、左記対象者に対し、高等学校等就学支援金を支給するもの。（設置者が代理受領）	資料１
18	文部科学省	一定の所得基準以下の所得者に対する経済的支援	高校等で学び直す者に対する修学支援	継続	352,665	334,163	332,484	都道府県が高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成２２年法律第１８号。以下「法」という。）第２条に規定する高等学校等（国、独立行政法人通則法（平成１１年法律第１０３号）第２条第１項に規定する独立行政法人及び国立大学法人法（平成１５年法律第１１２号）第２条第１項に規定する国立大学法人の設置する学校を除く。）の生徒等であって、次の各号の全てに該当する者のうち都道府県が認めた者 一 日本国内に住所を有する者 二 法第２条に規定する高等学校等（修業年限が３年未満のものを除く。）を卒業又は修了していない者 三 法第３条第２項第２号に該当する者 四 平成２６年４月１日以降に法第２条に規定する高等学校等に入学した者（高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）に係る新制度の対象者であった者（公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（平成２５年法律第９０号）による改正後の法第５条に規定する就学支援金の受給権者であった者又は同法第３条第２項第３号に該当することにより就学支援金の受給資格の認定を受けなかった者（同号に該当することを予測し、就学支援金の受給資格の認定を申請しなかった者を含む。）をいう。）に限る。） 五 法第２条に規定する高等学校等を退学したことのある者 六 学び直し支援金の支給を通算して１２月（高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成２２年政令第１１２号）第２条第1項第1 号に規定する高等学校等定時制課程等にあっては２４月）以上受けていない者 七 学び直し支援金を受給しようとする者が、生徒が履修する科目の単位数に応じて授業料の額を定める高等学校等（この号において「単位制高等学校等」という。）に入学した者である場合は、当該単位制高等学校等の卒業に必要な単位として当該単位制高等学校等から認定を受けた単位数、当該単位制高等学校等における就学支援金の支給対象単位数及び学び直し支援金の支給対象単位数の合計が７４を超えていない者 八 保護者等の経済的負担を軽減する必要があると認められる者（法第３条第２項第３号に該当しない者） ※国（独立行政法人、国立大学法人含む）の設置する高等学校等については、その生徒等が上記一～六及び八の全てに該当する者として文部科学大臣の認定を受けた場合に支援。	左記のとおり	高校等を中途退学した後、再び高校等で学び直す左記対象者に対して、都道府県が授業料に係る支援金を支給する場合に、国が都道府県に対して所要額を補助するもの。 ※国（独立行政法人、国立大学法人含む）の設置する高等学校等については、受給権者の授業料に係る債権の弁済に充てるために当該高等学校等の設置者に対して所要額を交付するもの。	資料２
19	文部科学省	一定の所得基準以下の所得者に対する経済的支援	高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）	継続	15,110,703	14,761,470	14,741,882	高等学校等（特別支援学校高等部を除く）又は高等学校等専攻科に通う生徒の保護者等であって、国内に住所を有する者	左記対象者のうち、次のいずれかに該当する者 1　生活保護法第36条の規定による生業扶助が行われていること 2　保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税であること	都道府県が行う高等学校等（特別支援学校高等部を除く）又は高等学校等専攻科に係る奨学のための給付金事業に対して、その経費の一部を補助するもの。	資料３
20	文部科学省	一定の所得基準以下の所得者に対する経済的支援	高校等専攻科の生徒への修学支援	継続	358,684	361,781	357,564	高等学校等専攻科に通う生徒であって、日本国内に住所を有する者	左記対象者の生計を維持する者の世帯年収が380万円未満程度（目安）であること	都道府県が行う高等学校等専攻科に通う低所得世帯の生徒に対する授業料に係る支援事業に対して、その経費の一部を補助するもの。	資料４
21	文部科学省	一定の所得基準以下の所得者に対する経済的支援	海外の日本人高校生への支援	継続	19,424	19,126	18,711	文部科学大臣が認定又は指定する在外教育施設の高等部に在学し、日本国籍を有する者	左記対象者のうち、保護者等全員の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額を合算した額が50万7,000円未満であること	文部科学大臣が認定又は指定する在外教育施設の高等部に在学する生徒が授業料に充てるために必要とする経費を補助するもの。	資料５
22	文部科学省	一定の所得基準以下の所得者に対する経済的支援	アイヌ子弟高等学校等進学奨励費（高校・高専）	継続	30,781	30,624	30,018	高等学校等又は専修学校等に通う生徒であって、北海道に居住するアイヌの子弟である者	左記対象者のうち、「経済的理由により修学が困難な者」として北海道が定める所得基準を満たすこと	北海道に居住するアイヌの子弟で高等学校等又は専修学校等に進学する能力をもち、将来社会において有為な人材として活躍することが期待されながら、経済的な理由によって進学後修学が困難な者に対して、北海道が奨学金及び通学用品等助成金の給与を行う場合、その経費の一部を補助するもの。	資料13
23	文部科学省	一定の所得基準以下の所得者に対する経済的支援	高等教育の修学支援新制度	継続	519,609,350	531,058,154	543,768,827	大学・短期大学・高等専門学校（４・５年）・専門学校の学生等	・住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生等、中間所得層の多子世帯・私立理工農系の学生等 ・進学前は成績だけで否定的な判断をせず、レポート等で本人の学修意欲を確認 ・大学等への進学後の学修状況に厳しい要件	住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生を対象として、大学、専門学校等における修学の支援として、授業料等の減免及び給付型奨学金の支給を実施。令和６年度から、中間所得層（世帯年収600万円程度（目安））の多子世帯・私立理工農系の学生等について対象を拡充し、多子世帯については、授業料等減免及び給付型奨学金により支援を実施し、私立理工農系については、人文系の授業料との差額に着目した支援を実施。	資料14
24	文部科学省	一定の所得基準以下の所得者に対する経済的支援	アイヌ子弟高等学校等進学奨励費（大学）	継続	36,815	26,219	20,886	大学又は短期大学に通う生徒であって、北海道に居住するアイヌの子弟である者	左記対象者のうち、「経済的な理由により著しく修学が困難な者」として北海道が定める所得基準を満たすこと	経済的な理由によって修学が困難なアイヌ子弟の大学・短期大学への進学を奨励し、社会的・経済的自立を促進するために、アイヌ子弟に奨学金及び通学用品等助成金の貸与事業を行う北海道に対し、その経費の一部等を補助するもの。	資料15
25	文部科学省	一定の所得基準以下の所得者に対する経済的支援	高等教育の修学支援の充実（貸与奨学金）	継続	【無利子奨学金】101,453,380	【無利子奨学金】100,303,523	【無利子奨学金】97,433,523	国内の大学院・大学・短期大学・高等専門学校・専修学校（専門課程）に在学している人	■無利子奨学金 以下の要件をいずれも満たす者 ・学力基準 　高校評定平均値3.5以上（予約採用時）等 ・家計基準 　年間収入約800万円以下 （私大自宅・給与所得・４人世帯の場合の目安） ■有利子奨学金 以下の要件をいずれも満たす者 ・学力基準 　平均水準以上であること等 ・家計基準 　年間収入約1,140万円以下 （私大自宅・給与所得・４人世帯の場合の目安）	経済的理由によって修学が困難な学生等に対し、無利子又は低利による貸付を行うもの。	資料14